

平成 27 年度 第 4 回債権管理・回収等検証委員会 議事要旨

1. 日 時 平成 28 年 3 月 23 日 (水) 10 : 00~12 : 00

2. 場 所 J I C A 市ヶ谷ビル 2 階 セミナールーム 201 A B

3. 議 事

- (1) 平成 27 年度債権管理・回収等検証委員会報告書 (案) について
- (2) 自由討議
- (3) その他

4. 出席者

(◎委員) 50 音順

岩田委員 (委員長)、木谷委員、佐々木委員、佐原委員、宗野委員、中井川委員、李委員

(○機構)

高橋理事長代理、甲野理事、藤森奨学事業戦略部長、武田貸与部長、金井返還部長、
大石債権管理部長、石川奨学事業戦略課長

(△分析業務受託業者)

アクセンチュア株式会社

※欠席

(□文部科学省)

井上学生・留学生課長

5. 議事概要

- (1) 平成 27 年度債権管理・回収等検証委員会報告書 (案) について
機構より、標記の報告が行われた。委員との質疑応答は次のとおり。

< I. 回収促進方策の効果等の検証について >

(貸与総額別延滞率・返還期限猶予制度利用率について)

- ◎ 貸与総額別延滞率・返還期限猶予制度利用率の集計において、複数の学種で貸与を受けた場合は上位の学種に合算されているのか。

△ 合算している。

- ◎ 平成 26 年 4 月末における新規 3 か月以上延滞債権の貸与終了事由別の分析において、満期以外で貸与終了となった債権の延滞率が高いことを判断するためには、「満期」「満期以外」それぞれ全体の債権数を示した方がよいのではないか。

○ 了解した。

(返還期限猶予制度の認知率と延滞率について)

- ◎ 返還期限猶予制度の認知率と延滞の関係性をどのように分析するか。
- 返還期限猶予制度の認知率として示した数値は、延滞者を対象としたアンケート調査において得られた回答の集計結果である。これは、返還期限猶予制度を認知していたかどうかを単に尋ねたものであり、それが延滞の解消という行動にどう繋がったのかという把握はしていない。
- ◎ アンケート調査では、論拠として不十分。機構からは、大学において返還期限猶予制度の周知を充分に行うよう要請されるが、認知率が上昇すれば必ず延滞率が下がるというのは、素朴な仮説に過ぎないのではないか。大学においては、既に説明会において重点的に説明を行っている。制度の周知のあり方については、様々な角度から検討してほしい。
- 学生への経済的支援に関する文部科学省の有識者会議においても、返還期限猶予制度の周知が重要との指摘がなされている。学生への周知状況については、学校によって対応に差があるものと想定される。
- ◎ 返還期限猶予制度を認知しているにも関わらず、実際に手続きを行うというプラクティスが欠けているために延滞に陥る場合も想定される。制度を認知するだけでなく、適切に利用して返還して行くような指導が必要。
- ◎ 「返還のてびき」への記載、説明会における説明、延滞者への通知等、返還期限猶予制度を周知するために機構が行っている施策を記載するべきではないか。

(貸与額と延滞状況の関係について)

- ◎ 貸与額と延滞状況の関係に係る分析結果については、これを借り過ぎ防止といった施策に繋げたいのであれば、説明の整理が必要ではないか。

(個信同意書未提出と延滞状況の関係について)

- ◎ 個信同意書未提出者の延滞率が高いことには言及しないのか。
- △ 個信同意書未提出者が延滞に陥りやすい傾向にあると認識しているが、当該未提出者数は減少傾向にある。
- 平成 22 年度以降の採用者については、個信同意書の提出が採用の必須条件となっており、現在、返還者の属性が入れ替わっているところである。

(法的処理について)

- ◎ 法的処理に関して、支払督促申立予告後の状況については言及しないのか。
- 支払督促申立予告を行った債権のうち、80%程度は入金または返還期限猶予の願出による反応があり、残りの 20%程度に対して支払督促を実施した。報告書案においては、支払督促申立予告の効果に焦点を絞って記載したものである。
- ◎ 本来、支払督促申立予告は「法的処理」ではないため、記載する場合にその点の説明が必要である。なお、件数の提示だけでは説明としては不十分。法的処理対象債権のほとんどは、和解によって結果的にリスケし、奨学規程に基づく最長 20 年の枠内で返還していること、ただし、和解

に基づく返還を怠った場合は強制執行がありうること、等補足し、法的措置の件数のみで厳しい取り立てを行っているとは誤解されないように説明する必要がある。

- ◎ 指標の対象は新規延滞債権ではあるが、延滞が継続すると最終的にどのような法的処理がありうるのかという点を記載してほしい。

(返還意識の涵養について)

- ◎ 延滞状況を第三者に知らせることは、貸金業者に対するガイドラインで禁止される取立行為規制に抵触する。機構は貸金業法上の貸金業者ではないが、対外的に誤解を受けないよう慎重な対応が肝要。「返還開始のお知らせ」については、返還者の連帯保証人及び保証人に情報提供するという整理が適切と考える。この点、機関保証制度選択者については特に検討が必要となる。
- 記載について検討する。

(要返還債権数に占める当該年度に新たに3か月以上延滞債権となった債権数の割合の削減率について)

- ◎ 平成27年度は目標達成見込だが、平成28年度についてはどうか。
- 新規3か月以上延滞となる債権は常に入れ替わるため、来年度に係るシミュレーションは難しい。ただ、現在実施している各施策を継続することを前提としても、達成は非常に難しい指標と認識している。
- ◎ そもそも非常にわかりにくい指標である。また、目標値の基準とした平成25年度の実績が異常に良かったため、延滞債権数を抑制しても評価が下がる可能性がある。指標そのものの見直しも検討すべきではないか。
- ◎ 目標値は、平成25年度実績が出る前の推計値に基づいて設定されたものであり、実績とは異なる前提に基づく数値である旨記載してはどうか。
- ◎ 例として、平成24年度及び26年度の各実績ベースで試算してみてもどうか。平成25年度実績の特異性が際立つのではないか。
- ◎ 一時点の実績を比較するのではなく、平均値をとってはどうか。
- ◎ 社会経済の状況に即して、回収率は変動するものと認識される。
- ◎ 当委員会としては、機構の取り組みは評価できると認識している。

<Ⅱ. これからの返還促進策／Ⅲ. 債権管理・回収の適切性について>

(高等学校に対する奨学金制度の周知について)

- ◎ 大学において「奨学金」という場合は、全て給付型を意図して使う。機構の奨学金については「貸与奨学金」とすることにより、高校生及びその保護者に誤解を与えないよう留意が必要と考える。
- 高校生向けパンフレットを改訂し、貸与であることを意識付ける記載としたところである。今後も、分かりやすい記載となるよう検討を継続してまいりたい。

- ◎ 高等学校における周知の効果分析として、予約採用決定時の属性ごとの返還状況は把握しているのか。
- △ 高等学校における周知の効果については未分析である。
- 大学からも、高等学校における指導の徹底を求められているところであり、まずは着手することとしたい。定量的な効果分析はその後の課題として検討したい。

(適切な貸与月額選択の指導について)

- ◎ 安易に借り過ぎることを抑制するためサービサーへの回収委託件数と個信登録件数を記載してはどうか。
- 参考情報として掲載を検討する。

- ◎ 家計支持者が多重債務者であるか否か、機構が把握する手段はあるのか。貸与を受けるのは本人だが、家計支持者の債務状況と本人の返還状況に相関関係はあるのか。
- 家計支持者の債務状況については、チェックは行っていない。申込時の家計支持者が返還においては連帯保証人となるケースが多いことから、その債務状況も返還に影響を及ぼす可能性があること認識している。
- ◎ 機構奨学金の制度趣旨と矛盾しないよう、「貸与の方法については検討する必要がある」という記載にしてはどうか。

(学校(大学等)と連携した働きかけについて)

- ◎ 大学からの督促と認識される文書の発送を行うことは望ましくないとされているが、延滞者に限定して文書を発送しても、受信した本人は、延滞者限定なのか全員に発送されているのかわからないのではないかと。
- ◎ 対象を延滞者に限定した場合、大学等においてクレームへの対応が難しくなることも予想される。送付文書においては、督促ではなく、延滞しないための注意喚起であるという趣旨の説明することが必要である。その上で、口座加入手続きが完了しているか、口座に残高があるか、といった具体的な事項の確認を依頼し、返還困難な場合の救済措置について説明することが適当と考える。ただし、文面の如何を問わず、当該文書を延滞者だけに送付してしまうと、実質的な督促と受け止められるだろう。

- ◎ 機構から学校に延滞者の情報だけ提供することは可能か。
- ◎ 延滞しているという情報を学校に提供することは難しい。「返還誓約書」において返還のための情報提供について同意を得ているので法的に問題がなかったとしても、対象者から学校に対してクレームがあり、学校が紛争に巻き込まれることも想定される。機構から延滞者情報は提供せず、「学校は機構から延滞情報を得て、延滞者のみに文書を発送したのではなく、全員に対して注意喚起を行った」という整理が適切と考える。
- ◎ 本件については、「働きかけ」を実施しなかった学校から意見が寄せられた旨、記載されているが、「働きかけ」を実施した学校からも意見が提出されていることを申し添えておく。

(口座未加入者に対する口座加入督促の強化について)

- ◎ 口座加入督促の強化について。奨学金申込において、口座加入を必須としてはどうか。
- 各種の条件を整理するために時間はかかるものと想定されるが、検討してまいりたい。

(2) その他

(新規3か月以上延滞債権の推移に関する要因分析について)

アクセンチュア株式会社より、標記の報告が行われた。委員との質疑応答は次のとおり。

- △ 平成24年度から平成26年度にかけて要返還債権数は増加している一方で、要返還債権のうち新規3か月以上延滞となる可能性の高い属性を有する債権数は、平成24年度から平成26年度にかけて同水準で推移している。

また、新たに返還開始する債権においても、新規3か月以上延滞となる可能性の高い属性を持つ債権数は平成24年度から平成26年度にかけて同水準で推移している。

新規3か月以上延滞となる可能性が高い属性としては、「口座未加入者」、「個信同意書未提出者」、「満期以外の貸与修了者」、「猶予明け返還者」が考えられる。機構の取り組んできた施策の効果により、それぞれの属性について新規3か月以上延滞となる割合は直近減少していることから、結果として同水準に留めることが出来たものと認識する。

なお、新規3か月以上延滞債権数の1月における増加は、当該年度の10月に新たに返還開始する債権のうち一定数が1月に新規3か月以上延滞となること、及び新たに返還開始する債権機構においても、全体の動向と同様に新規3か月以上延滞となる可能性の高い属性を有する債権数が平成24年度から平成27年度にかけて同水準で推移していることによる。

- ◎ 理解した。

(平成27年度債権管理・回収等検証委員会報告書の決定について)

- ◎ 平成27年度債権管理・回収等検証委員会報告書については、本委員会における審議を踏まえて内容を確定することとし、決定については委員長に一任いただくことに異議はないか。
- ◎ 異議なし。

以上